千葉県	船橋市 習志野市	同右	同右
東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区	平成二十八年三月三十一日	同右
神奈川県	川崎市	平成二十七年三月三十一日	同右
石川県	金沢市	平成二十八年三月三十一日	
岐阜県	羽島郡岐南町 同郡笠松町	平成二十七年三月三十一日	競馬の実施については、一部事務組合で施行すること。
愛知県	名古屋市 豊明市	同右	同右
高知県	高知市	平成二十八年三月三十一日	同右
佐賀県	鳥栖市	平成二十七年三月三十一日	同右

○総務省告示第百二十一号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、自転車競走を行うことができる市を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十六年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

都道府県名	市名	自転車競走を行うことができる期限	条件
東京都	八王子市 武蔵野市 青梅市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市	平成二十七年三月三十一日	自転車競走の実施については、一部事務組合で施行すること。

○総務省告示第百二十二号

モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、モーターボート競走を行うことができる市町を次のとおり指定する。

右の指定は、平成二十六年四月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十六年三月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

都道府県名	市町名	モーターボート競走を行うことができる期限	条件
埼玉県	さいたま市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 朝霞市	平成二十八年三月三十一日	モーターボート競走の実施については、一部事務組合で施行すること。